



発行 新潟県

第 68 号

平成30年8月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 931 鳥獣保護区の存続期間更新(環境企画課)
- 932 休猟区の指定(環境企画課)
- 933 特定猟具使用禁止区域の指定(環境企画課)
- 934 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 935 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)
- 936 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 937 土地改良事業計画の変更認可(農地計画課)
- 938 公共測量の実施通知(監理課)
- 939 公共測量の実施通知(監理課)
- 940 公共測量の実施通知(監理課)
- 941 道路の区域変更(道路管理課)
- 942 道路の供用開始(道路管理課)
- 943 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 944 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 945 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 946 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 947 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

公 告

- 一般競争入札の実施(生活衛生課)
- 大規模小売店舗の廃止(商業・地場産業振興課)
- 特定調達契約の落札者等(警察本部会計課)

正 誤

- 平成30年3月2日付け県報第17号告示第192号中(農地計画課)
- 平成30年5月11日付け県報第36号告示第536号中(農地計画課)
- 平成30年7月20日付け県報第56号告示第808号中(農地計画課)
- 平成30年7月31日付け県報第59号告示第845号中(農地計画課)
- 平成30年8月14日付け県報第63号告示第887号中(農地計画課)
- 平成30年8月14日付け県報第63号告示第888号中(農地計画課)
- 平成30年8月17日付け県報第64号告示第898号中(農地計画課)

告 示

◎新潟県告示第931号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書きの規定により、宝珠山、加茂湖及び山崎鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成30年8月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 宝珠山鳥獣保護区

## (1) 区域

国道49号線の東蒲原郡阿賀町石間と阿賀野市小松地内の郡境標柱を起点とし、農道を北に向かって進み宝珠山山頂に至る。この山頂から北西に上山川を下り最上流の砂防堰堤に至る。ここから北東に進み下山川最上流の砂防堰堤を通り、さらに堀越地内の堀越川最上流の砂防堰堤及び大日川最上流の砂防堰堤を通過して菱ヶ岳登山道に至る。ここから登山道を南東に進み、菱ヶ岳山頂に至り、郡境の稜線を南下し、荒沢山を経て上の沢沿いに下流に向けて進み、東蒲原郡阿賀町石間集落を通過して国道49号線に至る。ここから同国道を西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

## (2) 鳥獣保護区の存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

## (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

## ア 指定区分

森林鳥獣生息地

## イ 指定目的

当該地域は落葉広葉樹林など林相の変化に富む地域であり、ニホンザルなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

## ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

## 2 加茂湖鳥獣保護区

## (1) 区域

佐渡市両津夷地内の国道350号線と主要地方道佐渡一周線との交点を起点とし、同所から同国道を南に進み、主要地方道両津真野赤泊線と主要地方道佐渡一周線との分岐点に至り、同所から主要地方道両津真野赤泊線を南東に進む。市道両津幹線9号線との交点を過ぎて南南東に進み、市道原黒2号線との分岐点に至る。同所から同市道を西進して加茂湖の平均水位の水際線（以下「湖岸線」という。）との交点に至り、同所から湖岸線に沿って南進し、天王川右岸との交点に至る。同所から同川沿いを南進し、主要地方道両津真野赤泊線との交点に至ったところで同主要地方道を西進し、市道潟上73号線との分岐点に至る。ここから同市道を北進し、さらに西乃至北西に進み市道潟端43号線との分岐点に至る。同所から市道潟端43号線を東進し、さらに北進して、市道潟端41号線との分岐点に至り、同所から市道潟端41号線を北西に進んで市道吉井幹線3号線との分岐点に至り、同所から市道吉井幹線3号線を北北西、のち北東に進み、佐渡空港脇をさらに北進して広域農道両津線との交点に至り、同所から同広域農道を北進して国道350号線との交点に至る。同所から同国道を北東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

## (2) 鳥獣保護区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

## (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

## ア 指定区分

集団渡来地

## イ 指定目的

当該地域は、カイツブリ、カモ、シギ、チドリをはじめとする、多種多様な渡り鳥の中継地として重要な湖沼であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域を利用する渡り鳥の保護を図る。

## ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

## 3 山崎鳥獣保護区

## (1) 区域

阿賀野市山崎地内の県道新潟五泉間瀬線と山崎山道線との三差路の母衣王神社入り口を起点とし、山崎山道線を南東に進み権平衡沢に至り、ここから同沢を南に200メートル進み雑種地に至る。ここから稜線に向かって南西に進み、柿ノ木沢延長上の山崎開墾道に至り、ここから同沢を北西に下り、市道山崎次郎丸線に至る。ここから同市道を北に進み、県道新潟五泉間瀬線に至る。ここから同県道を北に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

## (2) 鳥獣保護区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

## (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

## ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

## イ 指定目的

当該地域は、市街地に残された樹林帯であり、ヒヨドリ、ウグイスをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

## ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

## ◎新潟県告示第932号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成30年8月31日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 長谷・大谷休猟区

## (1) 区域

加茂市大字下大谷地内の県道出戸村松線と国道290号線の交点を起点として、ここから国道290号線を北に進み、黒水集落を経て、県道長岡栃尾巻線との交点に至る。ここから七谷大橋をわたり、同国道を北東に進み、五泉市との境界線に至る。ここから同境界線を南東に進み、尼池山頂上に至る。ここから宝蔵歩道を北西に進み、升沢入林道、市道升沢入線及び市道中大谷幹線を経て、中大谷バス停付近において県道出戸村松線に至る。ここから同県道を西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

## (2) 面積

1,190ヘクタール

## (3) 存続期間

平成30年10月15日から平成33年10月14日まで

## 2 中里中部休猟区

## (1) 区域

十日町市中里地区山崎地内の国道117号線と国道353号線の交点を起点として、ここから国道353号線を南魚沼市塩沢方面に進み、一般県道清津公園線との交点に至る。ここから同県道万年橋を渡り、市道重地小出線との交点に至る。同市道を北西に進み、林道小出田代線の起点との交点に至る。同林道を田代方面に進み、田代地内で市道田代線との交点に至る。同市道を北西方面に進み、県道中深見越後田沢停車場線との交点に至る。ここから同県道を十日町市倉俣方面に進み、中魚沼郡津南町駒返地内で国道117号線との交点に至る。ここから同国道を十日町市方面に進み清津橋を渡り、中里地区山崎地内の起点と結ぶ内部一円とする。

## (2) 面積

1,108ヘクタール

## (3) 存続期間

平成30年10月15日から平成33年10月14日まで

## 3 畑野休猟区

## (1) 区域

佐渡市畑野地内の県道両津真野赤泊線（通称南線）と、県道多田皆川金井線との交点を起点とし、県道多田皆川金井線を南東に進み、長谷、鳥越、中佐為、欠向の各集落を通り、小倉トンネルを経て、市道小倉丸山線と接する地点に至る。ここから同市道を南東に進み市道女神線と接する地点に至る。ここから市道女神線を、西南西に進み、市道7区小倉1号線と接する地点に至る。市道7区小倉1号線を西に進み、旧真野町と旧畑野町の境界線に至る。ここから同境界線を北西に進んで、佐渡市宮川地内で県道両津真野赤泊線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

## (2) 面積

2,167ヘクタール

## (3) 存続期間

平成30年10月15日から平成33年10月14日まで

## 4 外海府休猟区

## (1) 区域

佐渡市岩谷口地内の大河内川に架かる大川橋と県道佐渡一周線との接する地点を起点とし、大河内川右岸に沿って南東に進み、市道黒岩線と接する地点に至る。ここから同市道を南東に進み、旧相川町と旧両津市の市町境界線に接する地点に至る。ここから同境界線を南西に進み、新潟大学管理道路と接する地点（通称、大倉越え）に至る。ここから、同管理道路を北西に進み、林道大倉線に至る。ここから同林道をさらに北西に進み、途中、市道大倉1号線に切り替わり、大倉集落地内で県道佐渡一周線と接する地点に至る。ここで同県道を横断し、日本海波打ち際に至る。ここから波打ち際に沿って北東に進み、矢柄、関、五十浦、の各集落を経て岩谷口集落に至る。ここから東に進み、県道佐渡一周線と接する地点に至る。ここで県道を横断し、起点と結ぶ内部一円とする。

## (2) 面積

2,702ヘクタール

## (3) 存続期間

平成30年10月15日から平成33年10月14日まで

## ◎新潟県告示第933号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成30年8月31日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 八幡特定猟具使用禁止区域

## (1) 目的

危険防止のため

## (2) 区域

胎内市高野地内の県道中条・乙線高野橋北詰を起点とし、ここから県道中条・乙線を北に進み、市道高野・八幡線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道地本・八幡線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、日本海東北自動車道との交点に至る。ここから同自動車道を南西に進み、胎内川右岸堤防に至る。ここから同堤防を上流方向に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

## (3) 面積

58ヘクタール

## (4) 存続期間

平成30年11月15日から平成40年11月14日まで

## (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 2 小阿賀野川特定猟具使用禁止区域

## (1) 目的

危険防止のため

## (2) 区域

新潟市江南区酒屋町地内の県道新潟小須戸三条線と県道白根亀田線との交点を起点とし、同県道を東に進み、市道割野酒屋町線との交点に至る。同市道を更に東に進み、新潟市江南区割野地内の市道南9-26号線との交点に至る。同市道を更に東に進み、市道横越1-607号線との交点に至る。ここから同市道を更に東に進み、市道横越1-608号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、新潟市江南区二本木（虫見堂）地内で県道沢海酒屋線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、市道木津大蔵線との交点に至る。同市道を南に進み、市道沢海二本木線との交点に至る。ここから小阿賀用水路及び阿賀幹線用水路沿いに同市道を南東に進み、県道沢海酒屋線との交点に至る。更に同県道を東に進み、県道新潟村松三川線との交点に至る。ここから同県道を南南西に進み、新潟大外環状線との交点に至る。ここから同県道を西北西に小阿賀野川左岸沿いを進み、新潟市秋葉区覚路津地内で県道新潟小須戸三条線との交点に至る。ここで同県道を北に進み、起点に至る内部一円とする。

## (3) 面積

331ヘクタール

## (4) 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 仁箇堤特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

新潟市西蒲区竹野町地内の主要地方道新潟寺泊線と県道角田山麓公園線との交点を起点とし、同県道を西乃至北東に進み、市道巻2-285号線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道巻2-280号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道巻2-272号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、主要地方道新潟寺泊線との交点に至る。ここから同主要地方道を南に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

180ヘクタール

(4) 存続期間

平成30年10月15日から平成40年10月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4 小山田特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

五泉市馬下地内の市道馬下猿和田線と市道大谷中川新線との交点を起点とし、市道馬下猿和田線を北東に約30メートル進み、作業道草力入線の入口に至る。この地点から同作業道を南東に進み、新潟変電所へ進入する北から2番目の高圧電線路と交わる地点に至る。この地点から南西に進み、林道大谷線と交差し、さらに南西に進み、林道小山田線に至る。ここから同林道を北西に進み、市道大谷中川新線との交点に至る。ここから市道笹堀小山田線を北西に進み、市道馬下猿和田線との交点に至る。ここから市道馬下猿和田線を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

120ヘクタール

(4) 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

5 長野浄水場特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

三条市長野地内の三条地域水道用水供給企業団の長野浄水場取り付け道と送水管管理用道路との交点を起点とし、ここから南南東に約10メートル進み、山道に至る。山道を東北東に約50メートル、さらに南南東に約20メートル進み、水路に至る。ここから同水路に沿って、南南東に約520メートル進み、農道との交点に至る。ここから西へ約820メートル進み、林道牛野尾線と山道との交点に至る。ここから北北東に約420メートル進み、標高188.9メートルの頂点に至る。さらに北北西に約330メートル進み、調整池の西端に至る。ここから調整池の外周を北東に約20メートル進み、調整池の北端に至る。ここから東に約70メートル進み、農道に至る。同農道を南東に約230メートル進み、浄水場の敷地境界に至る。同敷地境界を東に約60メートル進み、同敷地境界を離れさらに東に約230メートル進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

38ヘクタール

(4) 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

◎新潟県告示第934号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、佐渡市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成30年 8 月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
10月1日（月）	午後2時から4時まで	ダイサービスセンターかんぞう	佐渡市全域
10月2日（火）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	両津総合体育館	
10月3日（水）	午前9時から正午まで 午後2時から4時まで		
10月4日（木）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	佐渡市役所真野行政サービスセンター	
10月5日（金）	午前9時から11時30分まで	新穂体育館	
10月9日（火）	午後1時30分から4時まで	相川自然休養村管理センター	
10月10日（水）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	相川体育館	
10月11日（木）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	佐渡中央会館	
10月12日（金）	午前9時から11時00分まで	金井西部地区コミュニティセンター	
10月15日（月）	午後1時30分から4時まで	畑野母子健康センター	
10月16日（火）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	羽茂農村環境改善センター	
10月17日（水）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	小木多目的集会施設あゆす会館	
10月18日（木）	午前9時から11時30分まで 午後1時30分から4時まで	松ヶ崎総合センター 赤泊総合文化会館	
10月19日（金）	午前9時から11時30分まで	佐渡中央会館	
10月22日から平成31年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、平成31年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第935号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成30年 8 月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
-----	--------------	---------------

村上市	1者	切田入出野139番1ほか8筆 2.2ha
新発田市	1者	下中山岡平235番1ほか41筆 5.7ha
胎内市	1者	近江新野添1283番2ほか3筆 1.4ha
聖籠町	2者	二本松逆川849番1ほか8筆 0.7ha
新潟市	4者	西区木場下谷地3975番ほか40筆 2.6ha
弥彦村	1者	平野野付90番 0.02ha
長岡市	3者	脇野町久保田123番ほか48筆 8.0ha
魚沼市	1者	横瀬谷内159番1ほか35筆 1.4ha
十日町市	1者	坪山374番1ほか4筆 0.2ha
津南町	2者	上郷大井平7288番1ほか6筆 1.4ha
上越市	2者	島田八幡田742番ほか28筆 1.7ha
糸魚川市	10者	上覚肥前田1507番ほか39筆 2.4ha
佐渡市	5者	泉荒貴コウ223番ほか56筆 6.8ha
合計	34者	329筆 34.5ha

## 2 認可年月日

平成30年8月30日

## ◎新潟県告示第936号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、村上市の荒川沿岸土地改良区の定款の変更を平成30年8月21日認可した。

平成30年8月31日

新潟県村上地域振興局長

## ◎新潟県告示第937号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成30年8月31日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
柏崎市 柏崎土地改良区	曾地	農業用排水施設整備（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金「基盤整備促進」事業	変更	平成30年8月3日	第48条

## ◎新潟県告示第938号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年8月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業（面的集積型）下田尻地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成30年8月20日から平成31年3月8日まで
- 3 作業地域 柏崎市大字下田尻地内

## ◎新潟県告示第939号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年 8 月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業（一般）西山内郷地区 上山田換地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成30年 8 月20日から平成31年 3 月 8 日まで
- 3 作業地域 柏崎市西山町上山田地内

◎新潟県告示第940号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年 8 月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、GNSS水準測量）
- 2 作業期間 平成30年 4 月 3 日から平成30年 9 月28日まで
- 3 作業地域 岩船郡関川村

◎新潟県告示第941号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 8 月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市人面字前島1819番 1 から	新	8.0～45.0メートル	266.9メートル
同市人面字向原1611番まで	旧	8.0～23.0メートル	261.7メートル

◎新潟県告示第942号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 8 月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間  
長岡市人面字前島1819番 1 から同市人面字向原1611番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 9 月 1 日

◎新潟県告示第943号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年 8 月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称  
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）



名称 大手通地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第944号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年8月31日

新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類及び名称

種類 長岡都市計画第一種市街地再開発事業（長岡市決定）

名称 大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第945号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年8月31日

新潟県知事 花角 英世

1 変更に係わる都市計画の種類

長岡都市計画高度利用地区（長岡市決定）

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第946号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年8月31日

新潟県三条地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成30年8月17日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
燕市水道町四丁目449番の内、450番の内	6.00	69.83

◎新潟県告示第947号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年8月31日

新潟県三条地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成30年8月17日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
加茂市石川二丁目2299番4の内、2299番5の内	6.00	70.63

## 公 告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立環境と人間のふれあい館の清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年8月31日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

新潟県立環境と人間のふれあい館清掃業務一式

## (2) 調達案件の仕様等

調達役務に関する入札説明書及び仕様書による。

## (3) 履行期間

平成30年10月1日から平成33年9月30日まで

## (4) 履行場所

新潟県立環境と人間のふれあい館展示スペース・研修室・事務室・駐車場等

## (5) 入札方法

## ア 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## イ 入札回数

2回を限度とする。

## ウ 最低制限価格

最低制限価格を設定するので、最低制限価格未満の入札金額をもって入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日（平成30年9月19日）までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。

(3) 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目の「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」の登録を受けている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 新潟県内に事務所又は事業所を有する法人で、本県の「法人県民税」の未納がないことを証明する納税証明書を提出した者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

(8) 当該調達役務に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 3 入札参加資格証明書類の提出場所等

(1) 入札参加資格証明書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-3324

新潟県新潟市北区前新田字新々囲乙364-7

新潟県立環境と人間のふれあい館

電話番号 025-387-1450

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から上記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 入札説明書の交付期限  
平成30年9月7日(金)午後5時
- (4) 競争入札参加資格の証明書類の提出期限  
平成30年9月13日(木)午後5時
- (5) 入札執行日時及び場所  
平成30年9月19日(水)午前10時  
新潟県立環境と人間のふれあい館研修室

#### 4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札参加者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を提出期限までに提出しなければならない。入札参加者は、入札執行日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効である。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込をした者のうち最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は入札説明書による。

---

#### 大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成30年8月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）  
名 称 オリオンビル  
所在地 柏崎市駅前2丁目3-7  
設置者 株式会社丸大
  - 2 店舗面積の合計  
（廃止前）8,298平方メートル  
（廃止後） 0平方メートル
  - 3 廃止（第3条第1項に定める基準面積以下）となる年月日  
平成30年8月19日
  - 4 廃止しようとする理由  
施設老朽化により建物を取り壊すため
  - 5 届出年月日  
平成30年8月17日
-

特定調達契約の落札者等について (公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年新潟県規則第87号) 第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 8 月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量  
X線マイクロアナライザーの借上げ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県警察本部警務部会計課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
借上げ
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成30年 7 月10日
- 6 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社法人事業本部新潟法人支店  
新潟県新潟市中央区東大通1丁目3番8号
- 7 落札価格  
49,351,680円
- 8 入札公告日  
平成30年 5 月22日
- 9 落札方式  
最低価格

正 誤

平成30年 3 月 2 日付け新潟県告示第192号 (土地改良区役員の就任及び退任届) 中

ページ	行	誤	正
3	21	佐度市	佐渡市
3	24	新潟県佐度地域振興局長	新潟県佐渡地域振興局長

平成30年 5 月11日付け新潟県告示第536号 (土地改良区役員の就任及び退任届) 中

ページ	行	誤	正
4	15	佐度市	佐渡市
4	18	新潟県佐度地域振興局長	新潟県佐渡地域振興局長

平成30年 7 月20日付け新潟県告示第808号 (土地改良区役員の就任及び退任届) 中

ページ	行	誤	正
8	21	佐度市	佐渡市
8	24	新潟県佐度地域振興局長	新潟県佐渡地域振興局長

平成30年 7 月31日付け新潟県告示第845号 (土地改良区役員の就任及び退任届) 中

ページ	行	誤	正
3	19	佐度市	佐渡市
3	22	新潟県佐度地域振興局長	新潟県佐渡地域振興局長

平成30年 8 月14日付け新潟県告示第887号 (土地改良区役員の就任届) 中

ページ	行	誤	正
2	30	佐度市	佐渡市
2	33	新潟県佐度地域振興局長	新潟県佐渡地域振興局長

平成30年8月14日付け新潟県告示第888号（土地改良区役員の退任届）中

ページ	行	誤	正
2	39	佐度市	佐渡市
2	42	新潟県佐度地域振興局長	新潟県佐渡地域振興局長

平成30年8月17日付け新潟県告示第898号（土地改良区役員の退任届）中

ページ	行	誤	正
4	38	佐度市	佐渡市
4	41	新潟県佐度地域振興局長	新潟県佐渡地域振興局長